

# 商工会の共済制度

# かがやき

かがやきは地元広島で生まれた商工会の共済制度です。  
地域でガンバル皆さまがイキイキと輝けるよう、  
時代の変化に応じた最良のサポートをいたします。

## 選べる 4タイプ

I型(生命)・II型(傷害)・III型(医療)・IV型(きらり)の保障の中からお選びいただけます。

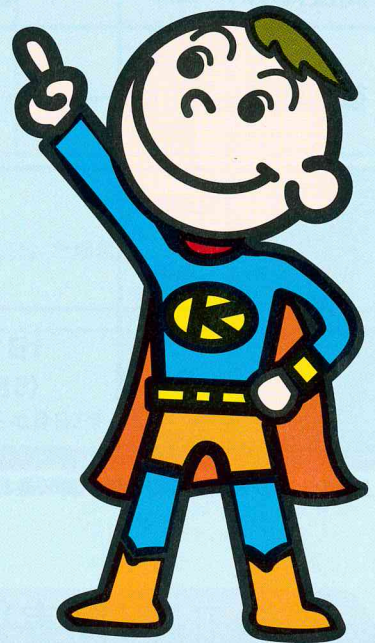
## 充実の 24時間保障

就業中のケガも、休日やレジャーの時のケガも、病気の時も24時間保障だから安心!

注)病気はかがやきII型を除く。

## 共済金は 契約者受け取り

共済金をご契約者にお支払いします。労災認定や他の保険(共済)に関係なくお支払いします。



# 共済掛金 月々2,000円

## 万一の時は迅速な支払い! 共済だから安心!

詳しくは中面をご覧ください。

皆さまの福利厚生対策にお役立てください。

### ニコニコサービス(福利厚生サービス)のごあんない

「かがやき」にご加入いただくと、ニコニコサービスをご利用いただける特典があります。

#### ポイント1 エルフカード



広島県内のレクリエーション施設や宿泊施設、飲食施設などが優待割引でご利用できます。(約450施設)

#### ポイント2 健康もしもし24



電話1本で健康についての悩みや質問に、医療アドバイザーがお応えします。(通話料無料・年中無休・24時間体制)

#### ポイント3 あんしん情報誌



健康をテーマに、広島県内の情報や暮らしに役立つアドバイスを掲載した情報誌「あんしん」。年4回発行。季節ごとにお届けします。

※ニコニコサービス(福利厚生サービス)は予告なく変更することがあります。

### 組合員相談室

- ご契約者名・住所等の変更
  - 被共済者等の内容の変更
  - 共済金の請求
  - ニコニコサービスについて
- 広島県共済組合員相談室までご連絡ください。



フリーダイヤル  
0120-708030

■お申し込み・お問い合わせは

■共済引受組合



共済だから安心

## 広島県共済

(広島県認可)  
広島県火災共済協同組合  
広島県中小企業共済協同組合  
〒730-0048 広島市中区竹屋町4-17  
http://www.kyosai.or.jp

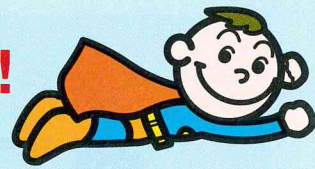
広島県共済組合員相談室

0120-708030

PA-722-10,000-12.8-HE



# 商工会の共済制度かがやきは選べる4タイプ!



## かがやき I 型(生命)

●ご加入年齢：満6歳以上満65歳未満

保障内容		満6歳以上満60歳未満	満60歳以上満65歳未満	満65歳以上満70歳未満
死亡	交通事故	1,200万円		
	傷害	600万円		
	疾病	300万円	100万円	10万円
高度障害	疾病	300万円	100万円	10万円
後遺障害	交通事故	1,200万円～36万円		
	傷害	600万円～18万円		
入院	交通事故	1日 4,000円 (7日～120日) ※7日以上入院で1日目より保障		
	傷害			
	疾病	1日 1,000円 (5日目～120日分) ※5日目から保障(4日間は支払対象外)	—	—

※上表のとおり被共済者の年齢が満60歳および満65歳に達した時点で共済金額の変更があります。

## かがやき II 型(傷害)

●ご加入年齢：満6歳以上満80歳未満

保障内容		満6歳以上満80歳未満		
死亡	交通事故	1,200万円		
	傷害	600万円		
後遺障害	交通事故	1,200万円～36万円		
	傷害	600万円～18万円		
入院	交通事故	1日 6,000円 (7日～120日) ※7日以上入院で1日目より保障		
	傷害			
通院	交通事故	1日 2,000円 (1日～60日)		
	傷害			



**充実の24時間保障** 万一の時は迅速な支払い！  
共済だから安心！

共済掛金 月々 **2,000円**

かがやき **Ⅲ型(医療)**

●ご加入年齢：満3歳以上満65歳未満

保障内容		満3歳以上満60歳未満	満60歳以上満65歳未満	満65歳以上満70歳未満
入院	交通事故	1日 <b>5,000円</b> (5日～120日) ※5日以上入院で1日目より保障		
	傷害			
	疾病	1日 <b>5,000円</b> (1日～120日)	1日 <b>3,000円</b> (1日～120日)	1日 <b>2,000円</b> (1日～120日)
手術費用 (注1)	交通事故	一律 <b>5万円</b>	一律 <b>3万円</b>	一律 <b>2万円</b>
	傷害			
	疾病			
退院祝金	交通事故	一律 <b>2万円</b> ※20日以上連続して入院し退院した場合		
	傷害			
	疾病			
通院 (注2)	交通事故	1日 <b>2,000円</b> (1日～60日)		
	傷害			

(注1)お支払いの対象となる手術の種類は約款に定められています。同時に2種類以上の手術を受けた場合は、1種類の手術のみお支払いします。

(注2)事故の日から90日以内を給付限度として、通院日数60日分を上限とします。

※上表のとおり被共済者の年齢が満60歳および満65歳に達した時点で共済金額の変更があります。

かがやき **Ⅳ型(きらり)**

●ご加入年齢：満3歳以上満70歳未満

保障内容		満3歳以上満60歳未満	満60歳以上満65歳未満	満65歳以上満75歳未満
死亡	交通事故	<b>200万円</b>	<b>150万円</b>	<b>100万円</b>
	傷害	<b>150万円</b>	<b>100万円</b>	<b>50万円</b>
	疾病	<b>100万円</b>	<b>30万円</b>	<b>10万円</b>
高度障害	疾病	<b>100万円</b>	<b>30万円</b>	<b>10万円</b>
入院	交通事故	<b>5,000円</b> (1日～60日)	<b>4,000円</b> (1日～60日)	<b>3,000円</b> (1日～60日)
	傷害			
	疾病		<b>3,000円</b> (1日～60日)	<b>2,000円</b> (1日～60日)
通院 (注1)	交通事故	<b>2,000円</b> (1日～60日)	<b>1,500円</b> (1日～60日)	<b>1,000円</b> (1日～60日)
	傷害			

(注1)事故の日から90日以内を給付限度として、通院日数60日分を上限とします。

※上表のとおり被共済者の年齢が満60歳および満65歳に達した時点で共済金額の変更があります。



ご加入に際して

- 共済掛金：かがやきⅠ型(生命)・かがやきⅡ型(傷害)・かがやきⅢ型(医療)・かがやきⅣ型(きらり)各加入コースともに月々2,000円
- ご加入資格：加入日現在、健康でかつ正常に就業されている方、または日常生活を営んでいる方に限ります。ご加入の際には、申込書記載の告知書におこたえください。(かがやきⅡ型(傷害)にご加入の際は告知不要です。)

● 新規加入年齢および満了年齢

加入コース	新規加入年齢	満了年齢
かがやきⅠ型(生命)	満6歳以上満65歳未満	満70歳
かがやきⅡ型(傷害)	満6歳以上満80歳未満	満80歳
かがやきⅢ型(医療)	満3歳以上満65歳未満	満70歳
かがやきⅣ型(きらり)	満3歳以上満70歳未満	満75歳

※共済契約満了日は、誕生日の属する月の末日となります。

● 重複加入について：加入コースごとの重複加入は下表のとおりとします。

加入コース	重複加入の可否			
	Ⅰ型	Ⅱ型	Ⅲ型	Ⅳ型
かがやきⅠ型(生命)		×	○	×
かがやきⅡ型(傷害)	×		○	×
かがやきⅢ型(医療)	○	○		×
かがやきⅣ型(きらり)	×	×	×	

- 共済制限：各加入コースともに被共済者1人あたり一口といたします。
- お引受方法：ご加入いただける被共済者の範囲は下表のとおりとします。

共済契約者	被共済者	共済契約者	被共済者	共済契約者	被共済者
法人事業所	代表者/役員/従業員 (パート・アルバイト)	個人事業主	事業主(本人)/従業員(パート・アルバイト)/配偶者/親族(6親等以内の血族、3親等以内の姻族)	個人	本人/配偶者/親族(6親等以内の血族、3親等以内の姻族)

- 共済金のお支払い：共済金受取人はご契約者となります。他の保険・共済による給付や労災認定の有無に係らずお支払いします。
- 共済掛金の払込方法：ご契約者の口座から自動引落し。お申込み月の翌月27日より毎月引落します。
- 共済責任開始日：共済責任開始日は加入申込日の属する月の翌月1日午前零時から始まります。共済責任開始日より前の事故によるご請求については共済金はお支払いできません。
- 共済期間および契約の更新：共済期間は1年間です。ただし、共済期間満了の日から2週間前までに特にお申し出のない限り、自動継続とさせていただきます。
- 組合員資格および出資金：広島県内で事業を実施されている方は当組合の組合員資格があります。組合員資格のある方で、当組合を初めてご利用になる方は1口300円以上の出資金をお預りします。組合員資格のない方は一定の範囲内で員外利用していただくことができます。(出資金は不要です。)

※次に掲げる職業(作業)の就業中に発生した事故については、共済金は半額になります。就業中以外の事故については、通常の支払いになります。

- 製材、チップ製造作業中の事故
- 建物の3階(地上から10m)以上の高所で作業中、そこから地面等への墜落、転落事故(清掃、外線工事、造船、船舶機装、その他類する職業)
- 道路工事および道路誘導作業中の交通事故
- 営業用貨物車(4ト超)に運転手もしくは助手として搭乗中の交通事故および荷役作業中の事故

※次に掲げる職業(作業)の就業中に発生した事故については、共済金はお支払いできません。就業中以外の事故については、通常の支払いになります。

- 自衛官(防衛大学校生を含む)
- 坑内、トンネル内および地下工事等の作業中の事故
- 潜水、潜函およびサルベージ等の作業中の事故
- タクシー、ハイヤー運転手の就業中の事故
- 船舶乗組員の就業中の事故
- 港湾運送事業従事者(倉庫作業員、検数員は除く)の就業中の事故
- 伐木・造材業者の就業中の事故
- とび工
- 発破および火薬・爆薬類製造工、花火製造工
- 採石作業(石切出作者・採石工・石切工)
- 競馬、競輪、オートレース、競艇等の職業競技者
- テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業
- 力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、その他これらに類する職業



ご加入後も安心、ご契約内容確認サービス。

年1回、被共済者の変更や、共済金の請求等について、ご契約内容の確認を実施いたします。ムダなく安心してご利用いただけます。

※ご加入にあたっては、加入申込書添付の「重要事項説明書(契約概要/注意喚起情報)」をご確認ください。

「かがやき」についてのご相談はお気軽にお問い合わせください。

● 電話からでもFAXからでも承ります。



● お電話の方は 広島県共済組合員相談室



0120-708030

FAXの方は必要事項をご記入のうえ、送信してください。

氏名		<input type="checkbox"/> かがやきⅠ型(生命)	<input type="checkbox"/> かがやきⅡ型(傷害)
事業所名	担当者	<input type="checkbox"/> かがやきⅢ型(医療)	<input type="checkbox"/> かがやきⅣ型(きらり)
住所		..... について .....	
電話番号 ( ) -		<input type="checkbox"/> 相談したい	<input type="checkbox"/> 加入したい
		月 日 午前・午後	時頃 説明に来てほしい

(お客様の個人情報について) ご記入いただいた個人情報は、資料・見積書の作成および発送を行うために活用するほか、各種共済制度・サービスのご案内に利用させていただきます。

FAX: 0120-358030